

(根)抵当権抹消登記の報酬規程のご案内

[(根)抵当権抹消登記報酬規定]

◇ 基本料金 **3990 円～** (税別)

上記基本料金から不動産の個数(筆数)に応じて3個目から1000円ずつ加算されます。

戸建ての場合

不動産個数	1個	2個	3個	4個	5個	6個	7個	8個	…
料金(税別)	3,990	3,990	4,990	5,990	6,990	7,990	8,990	9,990	同様加算
登録免許税	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	同様加算
謄本代	670	1,340	2,010	2,680	3,350	4,020	4,690	5,360	同様加算
合計	5,660	7,330	10,000	12,670	15,340	18,010	20,680	23,350	同様加算

単位(円)

一般的なマンションの場合(敷地権化されていない場合は戸建ての表を参照)

不動産個数	1個	2個	3個	4個	5個	6個	7個	8個	…
料金(税別)	3,990	3,990	4,990	5,990	6,990	7,990	8,990	9,990	同様加算
登録免許税	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	同様加算
謄本代	670	670	670	670	670	670	670	670	同様加算
合計	5,660	6,660	8,660	10,660	12,660	14,660	16,660	18,660	同様加算

単位(円)

※料金にのみ別途で消費税がかかります。

※私道部分、集会場等の別不動産があれば上記の筆数に応じて加算されていきます。

※謄本(1通335円)は事前と登記完了後の2回、同じ通数を取得します。

※上記は法務局への登記申請代も含まれます。

※所有者に相続が発生している場合は、前提として相続登記が必要です。

※郵送費が別途がかかります。(事務所にご持参いただく場合は1,225円)

※登記簿上の住所から住所を移されている場合(または氏名変更されている場合)には、
抵当権抹消登記の前提として住所変更登記(または氏名変更登記)が必要となります。

別個の登記のため、上記の抵当権抹消登記とは別に下記費用がかかります。

項目	料金(個数に関わらず一律)	登録免許税
住所変更登記	7,000円(税別)	不動産の個数×1,000円
氏名変更登記	7,000円(税別)	不動産の個数×1,000円

本報酬表はあくまでも基本的なもので、事案によっては料金や実費分が変動することがありますので予めご了承ください。



Yoshida Judicial Scrivener Office

司法書士よしだ法務事務所